

静岡県告示第513号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年7月8日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
県道	掛川川根線	掛川市大和田字赤ナキ 981番の2から 掛川市大和田字赤ナキ 980番の2まで	前	Ⓐ 9.0~17.4 Ⓑ 9.5~19.1	Ⓐ 56.6 Ⓑ 59.7
			後	Ⓐ 9.0~17.4	Ⓐ 56.6